

杵築浄水場運転管理等包括委託業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年12月

杵築市上下水道課

杵築浄水場運転管理等包括委託業務公募型プロポーザル実施要領

次のとおり公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を行うので、参加を希望する場合は、プロポーザル参加申込書に必要書類を添付のうえ、提出すること。

1 委託業務概要

（1）委託業務名

杵築浄水場運転管理等包括委託業務

（2）業務場所

杵築浄水場 大分県杵築市大字本庄字野際 1225番地ほか

（3）業務内容

- ①杵築浄水場の運転管理
- ②場外系設備の運転管理
- ③杵築浄水場内の日常的な巡視、日常点検及び一次対応業務
- ④場外系設備の日常的な巡視、日常点検及び一次対応業務
- ⑤旧簡易水道設備（杵築地区のみ）の運転管理
- ⑥旧簡易水道設備（杵築地区のみ）の日常的な巡視、日常点検及び一次対応業務
- ⑦運転管理に必要な記録並びに日報及び月報等の作成
- ⑧杵築本庁舎内上下水道課電話窓口受付業務及び給水停止業務
- ⑨検針業務及び開閉栓業務
- ⑩その他運転管理に必要な業務及び⑧、⑨に付随する業務

（4）業務期間

令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）まで

（5）習熟期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）までの期間は習熟期間とし、業務全般の引継ぎを受けるものとする。

なお、当該引継ぎに要する経費は引継ぎを受ける者の負担とする。

（6）本件委託業務に係る契約限度額

委託料の契約限度額は、200,070,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）とする。

令和8年度支出予定：66,690,000円

令和9年度支出予定：66,690,000円

令和10年度支出予定：66,690,000円

ただし、各年度における委託料の按分額の決定にあたっては、各年度の業務内容に応じて按分することとし、契約において定めることとする。

（7）契約保証金

契約保証金は、杵築市契約事務規則（平成23年規則第19号）第6条第3項の規定により、免除する。

2 参加事業者の要件等

参加事業者の構成等は次のとおりとする。

- （1）本委託業務の参加事業者は、単独企業又は複数の企業により構成される共同企業体とする。
- （2）共同企業体を構成する企業数の上限は任意とするが、本業務の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- （3）共同企業体は、構成する企業の中から代表企業1社（以下「代表者」）及びその他構成企業（以下「構成員」）を定め、代表者が参加の申請及び手続きを行う。
- （4）共同企業体の各構成員の出資割合は、均等割りの10分の6以上とすること。この場合において、代表者の出資割合は、構成員中最大のものであること。
- （5）共同企業体の各構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

3 参加事業者の資格要件

プロポーザルに参加できる者は、基準日（参加申込書の提出期限の日）までに次に掲げる全てを満たす者とする。なお、共同企業体の場合、（1）から（6）に関しては代表者を含む全ての構成員、（7）に関しては代表者が満たす者とする。

- （1）杵築市が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加するものに必要な資格に関する要綱（令和6年告示第65号）により、令和7年度において、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- （2）杵築市工事指名競争入札参加資格者指名停止基準（平成17年告示第53号）に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （4）破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （5）基準日以前3ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないと。

- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 平成27年4月1日から本公告の日までに、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者の発注による本委託業務の内容と同種の業務（浄水処理能力が日量8,000m³以上で凝集沈澱急速ろ過方式の浄水施設の運転管理業務）を受注した実績（履行中のものを含む。）を1件以上有する者であること。

4 運転管理に従事する者の資格要件

受注者は浄水場運転管理に従事する者の中から次に掲げる基準を満たす総括責任者1名、総括責任者代理1名を配置しなければならない。

- (1) 配置予定総括責任者は、次に掲げる全てを満たす者とする。
- ① 3-(7)に記載する浄水施設の運転管理業務の経験を3年以上有する者。
 - ② 受注者との間に、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者。
 - ③ 次に掲げる資格若しくは同等以上の資格を一つ以上有している者。
 - (ア) 水道法（昭和32年法律第177号）第19条第3項に規定する水道技術管理者。
 - (イ) 公益社団法人日本水道協会水道施設管理技士認定センターが認定する浄水施設管理技士3級。
 - (ウ) 技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）に規定する上下水道部門技術士。
- (2) 配置予定総括責任者代理は、次に掲げる全てを満たす者とする。
- ① 3-(7)に記載する浄水施設の運転管理業務の経験を3年以上有する者。
 - ② 受注者との間に、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者。

5 実施方法

(1) 実施日程

プロポーザルによる優先契約候補者の選定は、以下の日程により実施する。

項目	日程	配布・受付等
1. プロポーザル実施の公告	令和7年12月2日（火）	杵築市公式 ウェブサイト
2. プロポーザル参加申込書等の提出期限	公告日 ～令和7年12月16日（火）	持参・郵送
3. 施設見学会	令和7年12月19日（金）～	郵送
4. 参加資格の確認結果通知	令和7年12月26日（金）	郵送
5. 質問受付期限	公告日 ～令和7年12月26日（金）	Eメール
6. 質問回答期日	令和8年1月16日（金）	Eメール
7. 業務提案書等の応募書類提出期限	令和8年1月5日（月） ～令和8年1月23日（金）	持参
8. プレゼンテーション	令和8年1月30日（金）	—
9. 選定結果通知・公表	令和8年2月10日（火）	杵築市公式 ウェブサイト・郵送

※注意事項 上記日程は変更することがある。

(2) 選定委員会の設置及び役割

プロポーザルにおける審査及び優先契約候補者を選定するため、杵築浄水場運転管理等包括委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は、参加事業者から提出された業務提案書等の審査、プレゼンテーション及び質疑応答を行い、評価の高い者を優先契約候補者として、次に評価の高い者を次点契約候補者として選定する。

また、参加事業者数が1者の場合でも受注予定者として適切な事業者であるかを同様に審査する。

6 参加申込みの手続き

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領及び仕様書、特記仕様書の各規定を理解した上で、次に掲げる書類を提出すること。なお、提出書類は、A4縦

長左綴じとすること。

(1) 提出書類

〈プロポーザル申込書類一覧〉

名称	様式	部数
プロポーザル参加申込書(単独企業用)	様式第1号	1部
プロポーザル参加申込書(共同企業体用)		
浄水施設運転管理業務受注実績表	様式第2号	1部
配置予定総括責任者在籍証明書(※1)	様式第3号	1部
配置予定総括責任者実務経歴書	様式第4号	1部
配置予定総括責任者代理在籍証明書	様式第5号	1部
配置予定総括責任者代理実務経歴書	様式第6号	1部
共同企業体協定書(※2)	様式第7号	1部
施設見学会参加申込書(※3)	様式第8号	1部
浄水施設運転管理業務受注実績を証明する書類(※4)	—	1部
配置予定総括責任者及び総括責任者代理の雇用関係を証明する書類(※5)	—	1部
配置予定総括責任者の資格を証明する書類(※6)	—	1部

(※1) 配置予定総括責任者在籍証明書に記載している総括責任者は、原則変更してはならない。ただし、病傷、死亡及び退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は、必ず同等以上の責任者であることの了解を得なければならない。

(※2) 共同企業体の場合のみ。

(※3) 見学を希望する事業者のみ

(※4) 浄水施設運転管理業務受注実績を証明する書類は、契約書の写し(実績が確認できる部分の仕様書を含む)など、業務の実績内容が分かる書類を提出すること。また、提出する書類には、実績が確認できる箇所に目印(マーカー等)を付けること。

(※5) 配置予定総括責任者及び総括責任者代理の雇用関係を証明する書類は、健康保険被保険者証の写し、住民税特別徴収税額(変更)通知書の写し、雇用保険被保険者証の写しのいずれかを提出すること。

(※6) 配置予定総括責任者の資格を証明する書類は、資格証の写しを提出すること。

(2) 参加に係る制限事項

プロポーザル参加申込書の提出は、1者につき1件とする。

（3）配布方法

杵築市公式ウェブサイトから必要書類をダウンロードすること。なお、郵送等による配布は行わない。

杵築市公式ウェブサイト (<https://www.city.kitsuki.lg.jp/> +)

（4）提出方法

持参もしくは郵送とする。また、郵送の場合は提出先の担当者に、到着確認を行うこと。

※提出期限後に到着したプロポーザル参加申込書類は無効とする。

（5）提出先

〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1

杵築市 上下水道課 清水係

電話：0978-62-2717（上下水道課直通）

（6）提出期限

公告日から令和7年12月16日（火）17時00分まで

7 参加申込みに関する質問

（1）質問の方法

電子メールにて件名を「プロポーザルに関する質問」と明記し、質問内容をまとめた文書（任意様式）のPDFファイルを添付して、杵築市上下水道課に提出すること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

杵築市上下水道課 電子メール：suidou@city.kitsuki.lg.jp

（2）受付期間

公告日から令和7年12月26日（金）17時00分まで

（3）質問に対する回答方法

質問者を伏せた上で、質問及び回答内容を一覧表にまとめ、全参加者に電子メールにて回答する。

（4）回答期日

令和8年1月16日（金）予定

8 参加資格の審査及び審査結果の通知

参加資格の審査結果を、プロポーザル参加申込書を提出した者に対して、令和7年12月26日（金）（予定）に「参加資格審査結果通知書」を郵送にて発送する。

なお、参加資格がないと判断された者は、令和8年1月8日（木）17時00分までに書面（任意様式）を郵送にて提出し、理由の説明を求めることがこととし、説明に対する回答は令和8年1月16日（金）（予定）までに書面による回答を郵送にて発送する。

9 施設見学会

(1) 日程

令和7年12月19日（金）以降予定。なお、日時等の詳細については、別途通知するものとし、見学会は希望者のみの実施とする。

(2) 場所

杵築市上下水道課杵築浄水場（杵築市大字本庄字野際1225）

(3) 内容

杵築浄水場の概要及び業務提案書の作成に必要な事項の説明。

(4) 留意事項

- ①参加者は、一事業者から3名以内とする。
- ②施設見学会が、気象条件等、不測の事態により日程等が変更となる場合は、事前に電子メール等で通知する。

10 業務提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類の内容等については、下記による。また、「業務提案書」は、正本1部、副本8部をA4縦長左綴じで提出するとともに、正本（「価格提案書」は除く）と同じ内容を保存したCD-ROMを1枚同封すること。なお、正本は「社名入り・押印あり」とし、副本は「社名抜き・押印なし」とする。

〈業務提案書等の応募書類一覧〉

名称	様式	部数
審査書類及び業務提案書等提出書	様式第9号	正1部
業務提案書	任意様式	副8部
価格提案書	様式第10号	正1部

(2) 業務提案書作成要領

ア. 記入内容全般

- (ア) 業務提案書において、事業者名等のプロポーザル参加者名を連想させるものは一切記入しないこと。
- (イ) 業務提案書の提案内容は、文章で簡潔に記述し、必要に応じて文書を補完するための図表等を使用して分りやすくすること。やむを得ず専門的な用語等を用いる場合は、必ず注釈を付記すること。
- (ウ) 文字フォントは、図表や注釈等を除き原則としてMS明朝体、10.5ポイント以上の大きさとすること。
- (エ) 業務提案書は原則としてA4版縦、横書き、両面印刷を基本とし、日本語

で記述すること。また、A3版を使用する場合には、片面印刷とし、Z折りにして綴じこむこと。

- (オ) 業務提案書のページ数は30ページ以内（表紙、目次を含まない）とし、通しページ番号を記載すること。なお、A3版は2ページ換算とする。
- (カ) 多色刷りは可能とする。

イ. 記入事項

業務提案書に記入する項目は下記のとおりとし、各項目についてもれなく記載すること。

- (ア) 業務の実施方針
- (イ) 業務の実施体制
 - ① 急な欠員が発生した場合の人員補充体制について
 - ② 個人の知識やスキルを組織全体で共有できる仕組みについて
 - ③ 業務の改善活動と将来を見据えた技術導入の検討を行うための体制について
 - ④ 地元採用や地元業者との連携等、地域貢献について
- (ウ) 運転管理業務
 - ① 水質適合性を確実にするための管理手法について
- (エ) 危機管理
 - ① 施設・設備の故障・異常時の対応について

(オ) その他独自提案

(3) 提出期限

令和8年1月5日（月）から令和8年1月23日（金）17時00分まで

(4) 提出先

6の（5）のとおり

(5) 提出方法

持参とする。

(6) 提出された応募書類の取扱い

- ア. 提出された応募書類は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、杵築市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ. 提出された応募書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- ウ. 提出された応募書類は、返却しない。
- エ. 業務提案書の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。
- オ. 業務提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任はプロポーザル参加者が負う。

力、提出期間以降における書類等の差し替えや再提出は認めない。

1.1 費用の負担

プロポーザル参加に係る費用は、すべて参加事業者の負担とする。

1.2 参加の辞退

参加申込後、何らかの事情により参加を辞退する時は、プロポーザル参加辞退届(様式第11号)を提出すること。

なお、参加辞退届の提出により、今後の入札等に不利益になることはない。

1.3 禁止行為

本業務の受注に有利になることを目的として、本件委託業務の選定委員及びその他関係者に働きかけを行った者については、参加資格を認めず、又は参加資格を取り消すものとする。

1.4 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施日

令和8年1月30日(金)予定 ※詳細時間及び場所等は別途連絡する。

(2) 順番

業務提案書の提出が遅かった事業者から始めるものとする。

(3) 所要時間

各者30分程度を予定(応募数により調整を行う。)

(4) 審査方法

業務提案書に関する説明等を行い、その後審査員による質疑を行う。

(5) 出席者

プレゼンテーションの出席者は5名以内とする。

(6) 説明方法

提出された業務提案書に沿って行うものとし、他の資料の活用は認めない。

追加提案や追加資料の配付も認めない。

※これらを踏まえた上で、パソコン等を使用しての説明は認める。

(7) 新型コロナウイルス等

新型コロナウイルス感染症対策等による緊急措置として、リモート(ZOOM)によるプレゼンテーションを実施する場合がある。その際のリモートに必要なパソコン等の機材は事業者で用意することとする。

(8) その他審査の内容についての問い合わせには一切応じない。

1.5 契約候補者の選定等

(1) 評価基準

評価項目	評価内容(特に加点したいポイント)	配点
業務の実施方針	業務を実施していく上で、どのように考えているか。	5点
業務の実施体制	急な欠員が発生した場合の人員補充体制は、実現性のある内容になっているか。また、検針・開閉栓・電話窓口受付・給水停止業務等について、確実に実施するための業務手法が示されているか。	5点
	熟練技術者のノウハウを属人化させず、組織全体で共有できる仕組みが示されているか。	10点
	日常の運転管理及び各種業務の遂行に加え、常に改善活動と将来を見据えた技術導入の検討を行うための体制になっているか。	10点
	地元採用や地元業者との連携等、地域貢献についての提案がなされているか。また、その提案によって期待される効果が明確に示されているか。	5点
運転管理業務	「常に水質基準を満たす安全な水」を供給するため、ヒューマンエラーを排除し、水質適合性を確実にするための管理手法が示されているか。	10点
危機管理	施設・設備の故障・異常時の対応について、具体的な内容で示されているか。(応援体制を含む。)	10点
その他独自提案	有益な提案で、実現可能な提案内容となっているか。(現行の運転管理体制及び各種業務の遂行を抜本的に改善・高度化する提案や将来的な技術者不足や大規模災害に備えるため、組織的な継続性と安全性を高める提案等)	20点
プレゼン	プレゼンテーション及びヒアリングにより、技術力や意欲を判断。	10点
価格点	満点(15点) × (提案価格のうち最低価格/当該事業者の提案価格)	15点
合 計		100点

(2) 評価方法

配置予定総括責任者の実務経歴書、配置予定総括責任者代理の実務経歴書、業務提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、総合的に評価して決定する。

(3) 契約候補者の選定方法

- ア. 失格者を除いた者の内、(2)の合計点が最も高い者を、優先契約候補者として選定する。
- イ. 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安い者を優先契約候

補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額以下で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を優先契約候補者として選定する。さらに、同額の場合については、価格提案書の再作成を金額差が付くまで繰り返す。

（4）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア. 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ. 本要領に示した業務提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ. 価格提案書の金額が1の（6）の委託限度額を超える場合
- エ. 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ. その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

16 選定結果通知・公表

優先契約候補者選定後、プロポーザル参加事業者全者に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目を杵築市公式ウェブサイトで公表する。なお、選定結果についての異議申立ては、一切受け付けないものとする。

（1）優先契約候補者の名称及び合計点

（2）（1）以外のプロポーザル参加事業者の名称及び合計点

※（1）以外の参加事業者の名称は五十音順、合計点は点数順で表記する。

※プロポーザル参加事業者が2者の場合は、次点者の合計点は公表しない。

17 契約手続

発注者は優先契約候補者との間で、委託内容等を再度調整し協議が調った場合、随意契約により契約を締結するものとする。随意契約時の見積り金額は、価格提案書の金額以下とする。見積書の提出にあたっては、内訳書も併せて提出すること。

18 参加資格の取消し

参加資格確認（選定委員会がプロポーザル参加可能と認めた日）から選定終了（優先契約候補者選定の日）までの期間に、次のいずれかに該当することとなった場合は、参加資格及び選定結果を取消す。

（1）破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされた場合。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当

する場合。

- (3) 枝築市の入札につき指名停止となった場合。
- (4) 枝築市が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札資格者の資格停止又は取消しとなった場合。
- (5) 申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載又は不備があった場合。
- (6) その他、プロポーザルに参加させることが適当でないと認めた場合。

19 契約

発注者は、優先契約候補者と随意契約により契約を締結するものとする。ただし、新年度予算が成立しなかった場合は、契約を締結することができない。なお、優先契約候補者が辞退するか、資格要件を満たさなくなった場合は、次点の者を契約候補者とし、その者と随意契約により契約を締結する。

20 その他

その他の留意事項は次のとおりとする。

- (1) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成及び提出、プレゼンテーションに係る費用など、必要な経費は全てプロポーザル参加事業者の負担とする。やむを得ない事由等により、プロポーザルを実施することができないと認められた場合は、プロポーザルを中止することがある。なお、この場合において、当該プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (3) 評価経過や結果に関する異議・疑義等の申し立ては認めない。
- (4) 契約交渉にあたっては、契約候補者が提案した業務内容を尊重するが、本業務の目的達成のため、協議により契約締結段階での項目の追加、変更、削除を行えることとする。ゆえに、契約候補者の決定をもって、提案書に記載された全内容を承認するものではないので留意されたい。